2　事業者は、前項の業務については、前項に規定する期間の経過後においても、労働安全衛生規則第四十一条の規定にかかわらず、前項各号のいずれかに該当する者のうち、平成二十七年六月三十日までの間に行われる講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したものを当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

附則第四条中「この省令」の下に「（附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の六を削り、第二条の五を第二条の六とし、第二条の四の次に次の一条を加える。

（転嫁対策調査官）

第二条の五　事務総局経済取引局取引部取引企画課に転嫁対策調査官六人以内を置く。

2　転嫁対策調査官は、命を受け、消費税の転嫁を阻害する行為の調査に関する事務を処理する。

附則第三項を削る。

附　則

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。